

障害福祉関係ニュース

(障害福祉制度・施策関連情報)

2025(令和7)年度

1号(通算426号)

2025(令和7)年5月9日発行

本ニュースは、全社協 高年・障害福祉部に事務局をおく、セルフ協・身障協・全救協・厚生協・障連協の協議員・役員・構成団体、と都道府県・指定都市社協に電子メールでお送りします。

[発行] 全国社会福祉協議会 高年・障害福祉部
〒100-8980 東京都千代田区霞が関3-3-2
新霞が関ビル内
TEL 03-3581-6502 FAX 03-3581-2428
(E-mail) z-shogai@shakyo.or.jp

◆◆◆…今号の掲載内容……………この目次は本文にジャンプします…◆◆◆

I. 関連情報…………… 1

1. 【障害福祉制度・施策関連情報】 1

- (1)【厚生労働省】「障害者支援施設における支援者のための地域移行等の意向確認マニュアル」が完成(4月16日) 1
- (2)【厚生労働省】「就労選択支援実施マニュアル」の発行(4月21日) 2
- (3)【財務省】障害福祉関係予算の今後の方向性について検討～財政審財政制度分科会～ 3
- (4)【全社協】「社会福祉協議会 基本要項2025」を公表 4

2. 【他団体からのお知らせ】 4

- (1)公益財団法人みずほ福祉助成財団「社会福祉助成金事業」のご案内(締切:7月4日) 4
- (2)丸紅基金「社会福祉助成金」(締切:6月30日) 4

II. 事務局体制(全社協)…………… 5

1. 【全社協】4月1日付 高年・障害福祉部 5

I. 関連情報

1. 【障害福祉制度・施策関連情報】

(1)【厚生労働省】「障害者支援施設における支援者のための地域移行等の意向確認マニュアル」が完成(4月16日)

4月16日(水)に厚生労働省は調査研究(令和6年度障害者総合福祉推進事業)の受託業者であるPwCコンサルティング合同会社より、成果物の納入およびホームページへの掲載が完了したとの報告を受け、「障害者支援施設における支援者のための地域移行等の意向確認マニュアル」の活用について各自治体へ周知しました。

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定では、障害者支援施設において、すべての施設入所者に対して、地域生活への移行に関する意向や施設外の日中活動系サービスの利用の意向について確認し、本人の希望に応じたサービス利用になるようにしなければならないことなどが運営基準に規定(令和6年度から努力義務化、令和8年度から義務化)されました。

当該マニュアルおよび検討会報告書については、以下の掲載URLからダウンロード可能ですので、ご活用ください。

障害者支援施設における支援者のための地域移行等の意向確認マニュアル 目次

第1章 はじめに ー本マニュアル作成の背景ー

1. 地域生活への移行に関する国の施策の動向
2. 社会保障審議会障害者部会等における議論の動向
3. 国連障害者権利委員会による勧告
4. 本マニュアル作成の目的

第2章 本マニュアルの基本理念

1. 意向確認の基本的な原則
2. 意向確認が必要な場面
3. 地域移行とは
4. 地域移行等の意向確認の必要性
5. 支援者に必要な心構え

第3章 意向確認に必要な体制の整備

1. 基準に沿った準備
2. 具体的な進め方
3. 適切な意向確認ができる支援者の育成
4. 地域移行する場合の関係機関との連携

第4章 個別の意向確認のステップ

1. 主な意向確認のタイミング
2. 意向確認のステップ
3. 各ステップでの具体的な支援内容
4. 家族との連携

第5章 その後の支援

1. 意向確認のその後の支援
2. 地域移行支援事業所等の役割

第6章 Q&A

参考文献・検討委員

<PwCコンサルティング合同会社ホームページ>

<https://www.pwc.com/jp/ja/knowledge/track-record/welfare-promotion-business2025.html>

(2)【厚生労働省】「就労選択支援実施マニュアル」の発行（4月21日）

厚生労働省は、令和7年4月21日に都道府県・指定都市・中核市障害保健福祉主管課宛に「就労選択支援実施マニュアル」を発出しました。本マニュアルは「就労選択支援に係るマニュアル等の開発及び研修実施に向けた試行的調査等業務一式」(令和6年度厚生労働省研究事業)において作成されたものです。

また、令和7年3月31日に厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課長通知「就労選択支援の実施について」(就労選択支援に係る取扱い)が発出されています。

当該マニュアルおよび通知については、以下の掲載 URL からダウンロード可能ですので、ご活用ください。

＜就労選択支援実施マニュアル＞

<https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/001480295.pdf>

＜通知「就労選択支援の実施について」＞

<https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/001480306.pdf>

(3)【財務省】障害福祉関係予算の今後の方向性について検討～財政審財政制度分科会～

財務省は4月23日、財政制度等審議会財政制度分科会を開催し、「持続可能な社会保障制度の構築」を議題として、医療・介護、生活保護等とともに障害福祉の関係予算について今後の改革の方向性を検討しました。

財務省による資料では、障害福祉に関する総括が次のように示されました。

○ 障害福祉サービス等の予算額は直近10年間で倍増(障害児向けサービスは約3倍強)。障害福祉サービス等の持続可能性を確保するためには、サービスの質を確保しながら総費用額を抑制する取組が不可欠。

○ 需要サイドである利用者に牽制が働きにくく、供給サイドである事業所の増加に応じて総費用額が増加しやすい構造にある中で、報酬の適正化に加え、サービスの質の確保・向上に向け、①事業者指定のあり方の見直し、②事業者への実地指導等の強化、③不正行為に対する対処等に取り組むべき。

今後の主な改革の方向性

① 事業者指定のあり方の見直し

- ・各自治体による次期障害福祉計画のサービス見込量の精緻化とそれに基づく総量規制や意見申出制度の活用
- ・形式的な審査にとどまらず、安定的なサービス運営に懸念がある事業者が安易に指定されないよう指定プロセスを見直し
- ・意見申出制度の運用の改善

② 事業所への実地指導等の強化

- ・運営指導・監査の強化に係る方針に則った着実な対応及び当該方針についての周知徹底
- ・上記取組に関する実施状況・効果の確認・検証

③ 不正行為に対する対処等

- ・加算金制度のあり方
- ・利用者紹介に対する利益供与等への対応

資料は下記URLからご参照ください。財政制度分科会では引き続き、令和8年度の国家予算など、財政運営に関する検討が行われる見込みです。

＜財務省 HP 財政制度等審議会 財政制度分科会 議事要旨等＞

https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/fiscal_system_council/sub-of_fiscal_system/proceedings/material/20250423zaiseia.html

(4)【全社協】「社会福祉協議会 基本要項 2025」を公表

全社協・地域福祉推進委員会では、平成の大合併に伴う社協の合併、広域化が進み、さらに少子高齢化・人口減少が進行するなど、社協や地域福祉を取り巻く環境が大きく変化しているなか、「基本要項検討委員会」を設置し、全国の社協や全国身障協等種別協議会から意見も伺いながら「新・社会福祉協議会基本要項」(1992年に策定)の後継となる「社会福祉協議会 基本要項 2025」をとりまとめました。

以下の全社協 地域福祉部のホームページに公表していますので、ご覧ください。

＜全社協 地域福祉部ホームページ＞

<https://www.zcwvc.net/member/news/2025/03/28/7007/>

2.【他団体からのお知らせ】

(1)公益財団法人みずほ福祉助成財団 「社会福祉助成金事業」のご案内（締切：7月4日）

みずほ福祉助成財団では、社会福祉の向上に寄与するため、社会福祉に関する諸活動に対して助成を行っています。本助成は主として、障がい児者の福祉向上を目的とする事業や研究を対象としています。

【助成対象】社会福祉法人、特定非営利活動法人等の非営利法人および任意団体等または研究グループ

【助成対象事業】障がい児・者に関する事業および研究

【助成金額】事業(研究)総額の90%以内、且つ20万円以上150万円を限度

【締切日】2025年7月4日(金)

【申込方法】申込書と所定の資料を、郵便(含むレターパック)または宅配便にて送付

【詳細・申込】下記URLをご覧ください。

<http://mizuhofukushi.la.coocan.jp/>

【問合せ先】公益財団法人みずほ福祉助成財団

TEL:03-5288-5905 E-mail:BOL00683@nifty.com

(2)丸紅基金「社会福祉助成金」(締切：6月30日)

社会福祉法人丸紅基金が実施する「社会福祉助成金」の申込が5月1日(木)より始まっています。過去に助成を受けた就労系事業所もあるため、ご関心のある方は下記ホームページをご確認ください。

【助成対象団体】わが国における社会福祉事業(福祉施設の運営、福祉活動など)を行う民間の団体で、原則として非営利法人(社会福祉法人、NPO法人等)。ただし、法人でない場合でも3年以上の継続的な活動実績があり、組織的な活動を行っている団体は対象。

【助成対象事業】明確な目的を持ち、実施主体、内容、期間が明らかであること。令和7年12月から令和8年11月末の1年間に、実施が完了する予定であること。

【選考基準】選考にあたっては、次の各項などを重視、配慮。

・既存の社会福祉分野(障がい、高齢、児童・青少年)のほか、引きこもり支援、生活

困窮者支援、子ども(地域)食堂、女性保護、地域コミュニティ活動など、行政の手の届きにくいと思われる案件。

- ・緊急性・重要性が高い案件。
- ・社会福祉事業に従事する人びとの環境改善・業務効率向上に役立つ案件。
- ・社会福祉の充実・向上に波及効果が期待できる、先駆的・ユニークな案件。

上記に該当する案件のうち、被災団体の案件は優先度を上げる。

【助成金額】助成金総額:最大3億円／1件あたりの助成金額:上限 300 万円

【締 切 日】2025 年6月 30 日(月)

【申込方法】電子申請システムでの提出

【詳 細】下記 URL をご覧ください。

<https://www.marubeni.or.jp/>

Ⅱ. 事務局体制（全社協）

1. 【全社協】 4月1日付 高年・障害福祉部

役 職・氏 名		前職／異動先
部長	小嶋 康裕	
副部長	清水 佳緒里	
副部長 (前任)	星野 友樹 武井 頼子	法人振興部 参事 ⇒中央福祉人材センター 副部長
セルプ協（全国社会就労センター協議会）		
参事	寺西 啓明	
部員 (前任)	小倉 真優 吉本 智子	出向（社会福祉法人八尾隣保館） ⇒休職
部員	佐藤 麻菜	
身障協（全国身体障害者施設協議会）		
参事	小林 孝則	
部員 (前任)	岡島 陽 及川 創平	新規採用 ⇒出向（社会福祉法人南山城学園）
障連協（障害関係団体連絡協議会）		
参事	小林 孝則	
部員 (前任)	小倉 真優 吉本 智子	
部員	佐藤 麻菜	
全救協（全国救護施設協議会） 厚生協（全国厚生事業団体連絡協議会）		
部員	志村 宏祐	
包括協（全国地域包括・在宅介護支援センター協議会） 高連協（高齢者保健福祉団体連絡協議会）		
部員	仁木 隆文	
部員	藤田 諭	出向職員（社会福祉法人土佐厚生会）